

H30(2018)	H31(2019)
-----------	-----------

項目		内容(課題等)	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
基本計画策定	まちづくり会社組織設立に向けた検討・調整	H31.3現在、内閣府から、主な事業の担い手になる「まちづくり会社」の設置は、事業実施の確度に関わるので、認定の可否に影響があり、認定時に設立されていないと認定取り消しも考えられると指示されている																
	まち会社実施事業調整	まち会社実施事業の確度を高める。																
	基本計画認定に向けた課題調整(まち会社除く) (道路占用同意・歩行者交通量に係る文複利用者数・区域の妥当性・商工補助の拡充)	内閣府から、基本計画の認定に影響のある課題として、指示されている各項目の協議調整																
認定手続き	内閣府との協議、調整	・認定に向けた課題、スケジュール、要件等の協議調整																
関係者会議	茨木市中心市街地活性化協議会の開催																	
	茨木市中心市街地活性化連絡会議(幹事会)の開催																	
	茨木市中心市街地活性化連絡会議の開催																	
	議会報告(市街地整備対策特別委員会)																	